

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第86号 令和2年度光市一般会計補正予算（第11号）〔所管分〕

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。歳出8ページの一番上段、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業なんですけど、2,550万3,000円、ひとり親家庭で5万円が第1子、3万円が2子以降という説明を受けましたけど、これは、その間に光市に転入及び光市から転出した方については、こういった形になるんですか。

○西村子ども家庭課長

児童扶養手当の6月分を支給された世帯となります。

○田邊委員

6月分の支給の実績という形ですか。

○西村子ども家庭課長

はい。

○田邊委員

そしたら、6月以降の転入、転出者の場合はどうなんですか。

○西村子ども家庭課長

転入した場合などにつきましては、漏れないようになっております。

○田邊委員

そういうふうな形で、この地にずっと居住しちよる場合、転出、転入した場合もあるんで、そういった国の制度があるということは漏れなく行ってほしいなど。できるものならですね、そういったところをお願いします。

もう一点は、コロナのワクチンの接種体制、これ今の補正が議決された場合に、最短でその準備ができるのは大体どれぐらいですか。ワクチンが実用化されたら、それを速やかにやる、5万600人分という形で、案内なりそういった台帳も作るというのは聞いたんですけど、それが最短でどれぐらいの計画をお持ちなのか。

○田中健康増進課長

新型コロナウイルスワクチンの接種の時期等につきましては、国が追って示すという

ことで、現在、まだ明確には示されておられません。

○田邊委員

国から示されていないというんですけど、それまでにこの形の状況ができておるのか、できていないのかという形を私は聞きたいということなんですよ。

○田中健康増進課長

国が時期を指定して、いつまでに案内を開始するというようなことが下りてきますので、御議決を頂きましたら、早急に準備に取りかかりたいと考えております。

○田邊委員

分かりました。これは、やっぱり市民が皆さん、一番気にしちよるところだと思うんですよ。だから、その補正で交付金もらって、いろいろこういった制度をやるというのは、いつ何どきこういうことが、本当に最短でできるような状況を確認してほしい。私どもは議決はしますけど、その最短でできる形、そのほうはお願いしたいということで。

以上です。

○大田委員

赤ちゃん応援給付金、12月までに一旦出産される方に対しては、光の「おっばい都市宣言」に基づいてやられておると。それで、プラス今度は3月までを考えておられるというんで、今420万円の予算を組まれたんですが、12月のあれで今生まれる方に対しては、まだ今12月31日は来ていませんが、100%支給はされておったんですか。

○西村子ども家庭課長

生まれた方、全てということではございませんが、ほとんどの方が申請済みでございます。

○大田委員

今度3月までも今から申請を受け付けるということですが、いつ頃から受付をされようとしておるんですか。

○西村子ども家庭課長

今日御議決を頂きましたら、もうすぐ、速やかに受付を開始します。

○大田委員

その下の段の特別給付金の例も受付はいつから始めますか。

○西村子ども家庭課長

ひとり親家庭の場合は、一旦受け、1度支払った家庭にまず今日御議決を頂きまし

たら、早急に支給する手続に入りまして、年内に支給されます。

それ以外でまだ申請がない方については、今日以降速やかに受付をして、早急に支給の手続きを行うこととしております。

以上です。

○大田委員

こっちのほうから、今まで支給されていない方に対して、こういうようなのがありますよという啓発活動はされるんですか。

○西村子ども家庭課長

窓口、ホームページ、広報等で再度、周知を図りたいと考えております。

○大田委員

次に、新型コロナウイルスの予防接種の封入する委託業者、委託料が445万3,000円、今までは市の職員で全部コロナ関係においてはやっておられたんですが、このたび委託をされるという理由というのは、どういう理由でございましょうか。

○田中健康増進課長

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保の事業については、対象への案内を、全市民5万600人分に個別郵送するという計画にしており、人数が多いこと、あわせて同時進行で接種体制の検討や調整、ワクチンの配分計画の作成、また相談、接種予約体制の確保、予防接種台帳システムの改修等、同時に進めていかなければいけないという状況がございます。

その様な状況の中で職員数も限られておりますので、業務負担軽減の観点から封入封緘は委託が適当と判断したものでございます。

○大田委員

それは、どのぐらいの期間を見込んでおられるわけですか。

○田中健康増進課長

封入封緘についてですが、国のほうは対象者について優先順位を決めて、対象者ごとに送る時期を指定してくるという流れになるということを示しております。ですので、封入封緘については、その国のスケジュールに沿って行いますが、1か月程度を現状では見込んでおります。

○大田委員

今、極端な言い方をしたら、60歳以上の方は早う送って、また、実際10代にいかん人は遅く送ると。例えばの話ですよ。そういうふうな感じになるんですか。

○田中健康増進課長

既に国のほうが優先順位を示している部分もございます。

まず、一番の優先接種者というのが医療従事者等になります。2番目の優先接種者が、65歳以上の高齢者、その次の優先順位の方が65歳以下の基礎疾患をお持ちの方、また、高齢者施設に勤務する職員というところまでが今示されているところですが、その後の優先順位については、追ってお知らせするという事で、まだ示されておりません。

○大田委員

そしたら、現在のところ実施することは、医療関係者と65歳以上と60歳以上の施設に入っている方と、施設内独居の方を今のところは送りつけをしますよということで、それ以外の方はまだいつ送るかちゅうのは、示されていないということでよろしゅうございますか。

○田中健康増進課長

実際のところが、まだワクチンも認可されておりませんので、その65歳以上の高齢者もまだ明確なスケジュールは示されておりません。これから、順次スケジュールが示されまして、最終的には全市民に郵送で個別通知をする計画となる予定でございます。

○大田委員

それは、いつから開始をしようとされていますか。

○田中健康増進課長

開始の時期については、国が示すとしておりますので、また、そちらについては示されておりません。

○大田委員

今回、議決されると思うんですが、極端な言い方をすると、来年の4月以降になるかも分からんということですね、極端な言い方をすると。国がそこまで示さなかったら。

○田中健康増進課長

国が示しておりませんので、どういう時期になるかは、ちょっとまだ分かりません。

○大田委員

その準備をするために、そうなると委託業者ちゅうのは、いつ頃から委託されるわけですか。

○田中健康増進課長

接種が開始となったときに、必要な対象者に国が指定する期限内に、案内が届くようにということがございますので、予診票等の印刷等は、御議決いただきましたら、年明

けから準備にすぐ入っていきたいと考えております。

○大田委員

そじゃから、まあ議決多分されると思うんですが、したらずぐその準備に入るために、いろんな医療関係者やら65歳で基礎疾患を持ちよる方の仕分けをすぐに年明けからでもしていくと、発送準備をするためにしていくという解釈でよろしゅうございますか。

○田中健康増進課長

御議決頂きましたら、すぐに準備に取りかかりたいと考えております。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第86号 令和2年度光市一般会計補正予算(第11号)〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。水稻種子購入緊急助成対策事業補助金385万2,000円、県から231万円増、一般財源から154万2,000円増ということなんですけど、これについてはJAに加入している、していないというところ、そのあたりのところはどうなんでしょうか。これはJAに加入しているところだけなんです、どういったところなんです。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

今回の支援につきましては、県の事業を活用して実施するものですが、県から示されたスキームに基づきますと、JAで購入された方のみが対象となるものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

光市で、实际的にJAに加入している農家、JAに加入していない農家というのは、どういった割合か、そういったものがあるんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

具体的な件数は把握できておりませんが、周南農林水産事務所へ聞き取りを行ったところ、9割以上の方がJAで購入されていると伺っております。

以上でございます。

○田邊委員

9割以上の方が。1割に満たない方はJAじゃないということなんですけど、トビイロウンカで被害を受けて農業の維持向上を図るという説明があったんですけど、一般財源、これ154万円は入っているんですね。やはりJAに加入していない、だからそのあたりは、県の負担部分は分かる。そじゃけど一般財源の部分は、その何らかの形で見るとか、そういった考えも今後は必要じゃないかと。トビイロウンカちゅうのは、JAに加入していなくても、やっぱり農業を守っていかなといけん、いうところで、今回はまあそう言ったんですけど、今後そういったところもちょっと心配が必要じゃないかというところをよろしくお願いします。

以上です。

○早稲田委員

トビイロウンカの被害状況ですけど、光市のどの地域がひどいとか、地域的なものは、把握されているのでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

農業共済組合等に聞き取りを行い、全体の被害状況については把握しておりますが、地域性というところまでは、分析できておりません。

○早稲田委員

あと、追加補正の水稻種子購入助成金ということで、その他の対策についての補助金、追加の予算とかはないのでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

現在のところ、その他の追加施策はございません。

○早稲田委員

以上です。

○大田委員

385万2,000円、どういう根拠で出されたんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

算出根拠につきましては、交付単価を10 a 当たり1,320円と設定しております。この1,320円は、10 a 当たりに必要と見込まれる種子代でございます。

こちらにつきましては、J A全農がJ A山口県に種子を配付する際の単価となりますが、県が積算に用いたものをそのまま本市でも活用させていただいております。この単価と、本市における令和元年度の主食用米の作付面積3万5,014 a から導き出された総事業費が462万1,848円となりますので、この総事業費に県の2分の1補助、単市分の3分の1補助、計6分の5の補助率を掛け合わせたものが385万2,000円とでございます。

以上です。

○大田委員

ちょっとそれ分りにくかったんですが、385万2,000円は大体1戸当たりどのぐらいの補助金なんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

市内の水稻農家数が約600戸ですので、600戸で単純に割り戻しますと、1戸当たり6,420円になります。

○大田委員

それじゃけまあ、作付面積も違うでしょうが、大体平均したら6,420円ぐらいになるじゃろうと、それだけ補助金が出ますよということです。これは、JAから購入された場合のみちゅうことでございますね。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

そのとおりでございます。

○大田委員

今、同僚委員も言われたが、JAから購入されていない方は見ませんよということでございますが、ここんところが、市としましては、公正・公平とでもいいですか。ここんところにちょっと同じ納税者でありながら、そういう部分で思うわけでありましたが、どういうふうにご考慮されるか、お聞かせいただきたい。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

今回の支援につきましては、県の狙いとして、「やまぐち米」の品質維持という部分もでございます。

したがって、種子生産に当たり、適切な管理が行われていない圃場で生産された種子、つまり、個々の農家で生産された種子では、どうしても交雑が発生し、年々品質が低下していくことが懸念されることから、県では、そうした視点による制度設計を行ったものと伺っております。

市といたしましても、この機会に、種苗法上の販売登録を行い、適切な管理下で種子生産を行っている県が判断しておりますJAから優良種子を購入していただくことで、米の品質確保、向上を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

まあそういうふうな山口米、それは自主流通米というんですかね、自分でやっている方は。その人が今、私言葉が悪いかも知れませんが、JAに供出していないから、品質が一定でないという趣旨のもとにJAの購入者に供出される方を基に、JAが購入された方のみなどが補助金対象になると、そういうふうに言われたんですが、私は自主流通米の方も一生懸命生産向上、品質向上されていると思っておりますので、その方々にもぜひともこの補助金が出されますよう、今後とも早うしてもらいたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○早稲田委員

一つ確認なんですけれども、1戸当たり概算額6,420円は出されるわけなんですけれども、被害を受けた、受けていないにかかわらず、被害の状況にかかわらず補助をするということでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

今回の支援につきましては、J Aから水稻種子を購入された方という前提ではございますが、全水稻農家が対象となっております。これは、今回の支援がウンカ等で被害を受けられたことへの損失補償ではなく、仮に防除がうまく行って被害を受けておられない方も含めて、補助することで、水稻農家の生産意欲の維持、向上につながるの考えに基づくものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

理解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第86号 令和2年度光市一般会計補正予算（第11号）〔所管分〕

説 明：邊見監理課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今、地方債の補正の説明が道路新設改良工事で限度額が上がっちゃうんですが、その説明がなかったんですが。

○邊見監理課長

再度の説明で申し上げた部分が、その説明であります、その差額について補正をいたしております。

○大田委員

だから限度額を上げたんでしょう。

○邊見監理課長

この部分につきましては、5ページ、6ページになりますが、一番下のところ、道路橋りょう債、道路新設改良事業債1,830万円が追加になっています。この部分が、その地方債補正4ページの差額に該当します。

○大田委員

該当するのは分かるんですよ。限度額を上げて1,830万円を市債として出したんでしょう。市債が出るから限度額を上げたんですか。限度額を上げんにゃ、この市債は出んじやっただけでしょう。

○邊見監理課長

議案第86号、一般会計補正（第11号）の第2条、地方債の補正で、地方債を補正しておりますが、この部分が事項別明細書では、申し上げた部分に該当するために、そうした説明をいたしました。

○大田委員

そんなら、市債は何ぼ上げてもいいんですか。洪水あれでしたら、市債を何ぼほどの間に市債を上げて出してもいいんですか。

限度額を、これまで1,380万円あるから、限度額を6,480万円まで上げたわけでしょう。限度額上げて市債が認められたわけでしょう。私の言うこと違いますか。地方債について教えてください。

○委員長

4 ページの説明をすれば、それで足りそうですよね。

○邊見監理課長

4 ページにつきましては、当初、道路新設改良事業の地方債が4,650万円ありましたが、これ1,830万円追加したことによって6,480万円になっております。

これにつきましては、先ほど申しあげましたように、県営事業負担金の追加におよぶものです。

以上でございます。

○大田委員

私の解釈が違うんかも分らないのですよ。1,830万円の根拠として、工事によってはやらんにゃいけんからやりますよと。市債を設けるような、今までは4,650万円の限度額というのがあったから、1,830万円のもし設けたら、これ足りないから、限度額を6,480万円に、ああ言ういうて1,830万円の市債が出たんじゃないんですかとお聞きしよるわけです。

○邊見監理課長

当初の4,650万円につきましては、これは恐らく県営事業負担金以外の事業に対しても市債があたっているものが入っております。県事業負担金だけではなく、ほかの道路改良事業に当たる市債はこちらに入っておりますので、今回は県営事業負担金の増減に基づいて必要な補正額を算定して1,830万円ということにしたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

限度額ちやどういう意味なの。

○邊見監理課長

地方債制度におきまして、限度額につきましては、その額まで地方公共団体が地方債を発行できるというものでございます。

○大田委員

だから、6,480万円に限度額を上げたから、この公共工事の市の土木債として1,830万円が出てきたわけでしょう。

○邊見監理課長

県営事業負担金につきましては、当初900万円の地方債が、この4,650万円のうちにあります。今回、追加補正について、事業費が3,044万4,000円になります。このことに

よって、県営事業負担金に係る地方債につきましては最終的に2,730万円となります、この分差額が1,830万円になります。
以上でございます。

○大田委員
部長、補足説明して。

○酒向建設部長
先ほどから委員仰せ地方債発行の限度額6,480万円は、限度額が上がったことによって今回補正をさせていただきました1,830万円の県事業負担金が差額もできるということでございます。
以上でございます。

○大田委員
そういうふうに説明したら分かるんですが、1,830万円ができたから6,480万円の限度額ができたという説明じゃないと思うんです。全く関係逆と思います。
すみません。
それと、県負担事業において、今回2,044万4,000円の補正予算組むんですが、これは、川園線1線であろうと思うんですが、一昨年の災害から工事量がずいぶん市内業者も全部負担しているんですが、その入札状況ちゅうのを不成立いうんですかね。あれらも出ちよると思うんですが、これは県事業だから、そう言われるかも分かんが、市のほうのあれは、ここではこれは今議案のあれでないかな。違うかな。分かりました。
そしたら、これは、いつ頃、発注の予定なんですか。

○酒向建設部長
今回の補正の中に入っているものにつきましては、先ほど課長が御答弁いたしましたとおり、建物補償、用地補償などが入っております。これは既に契約等が終わっているものと解釈しております。
そのほかには、12月11日付で2工区だけで分けて入札公告がされております。
以上でございます。

○大田委員
これは、年度内に終わる予定の工事ですか。

○酒向建設部長
県事業のことですので、工期までは把握しておりません。
以上でございます。

○田邊委員

この負担金は、市が何割で負担なんです。今は2,000万円ですけど。

○邊見監理課長

10%でございます。

○田邊委員

それは、全体の10%の負担ちゅうことですね。

あとは、4路線が山口県が早期に土地を購入するためとかいう話があったが、最初に。この2件の追加議案として、この補正が出たんですけど、もっと前に分かっちゃたんじゃ、こんなして、この市債を補正に出しとるちゅうことは、この時点ですす追加議案じゃないんですけども、もっと前に出るべきじゃないんですか、12月の議会に。それは間に合わんかったんですか、そのあたり。

○邊見監理課長

今回の追加補正いたしました内容につきましては、山口県周南土木建築事務所から12月4日付で文書の送付があり、今回につきましては追加補正をさせていただいたところでございます。

○田邊委員

今回は、この当初予算からまた市債を上げたという、こうした限度額を上げるといったものは、追加議案ですすよりは、やはりもっとちゃんと議会に出してもらいたいと思っております。しょうがない、12月になって決まったということですけど、そもそもが今回市債でまたやると、こういう形なんで、その4路線だったんですかね、4路線10%の県に対しての負担金なんでしょうけど、今後ともそのあたりをよろしく願います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」